

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成30年2月2日農林水産省告示第302号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
海老名正子	伊豆市冷川字小平 1279 の2（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
斎藤傳吉	伊豆市湯ヶ島字中ノ道 2539 の2（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
斉藤恒松	伊豆市湯ヶ島字中ノ道 2539 の2（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
斉藤治作	伊豆市湯ヶ島字中ノ道 2539 の2（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所
萩坂保司	伊豆市冷川字小平 1279 の2（以上1筆について一部保安林）	伊豆市役所